

たんばし
丹波市

しょう しゃそうだんし えんじぎょうしょ
障がい者相談支援事業所
が い ど ぶ っ く
ガイドブック



しょう ひと かぞく にちじょうせいかつ こま ごと たい
障がいのある人やそのご家族の日常生活の困り事に対する
そうだん じょうほうていきょう おこな まどぐち しょう ふくし さーび すとう
相談や情報提供を行っている窓口、障がい福祉サービス等を
りょう さい ひつよう さーび すとうりようけいかく・しょう じしえんけいかく
利用する際に必要な「サービス等利用計画/障がい児支援計画」
の作成を行っている事業所について紹介します。



もくじ

1. そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所とは

(1) そうだんし えんじぎょうしょ 相談支援事業所ってなに？……………1

(2) していとくてい そうだんし えんじぎょうしょ 指定特定相談支援事業所ってどんなところ？……………4

2. しょう ふくし さーびす / しょう じつうしょしえん りよう おも 障がい福祉サービス/障がい児通所支援を利用したいと思ったら

てつづ 手続きの なが 流れ……………5

3. そうだんし えんじぎょうしょいちらん 相談支援事業所一覧……………6

4. そうだんし えんじぎょうしょしょうかい 相談支援事業所紹介……………7



1. 相談支援事業所とは



相談支援事業所ってなに？

障がいのある人やご家族、地域の方たちの、様々な
困りごとや悩みごとをお聞きし、解決方法を一緒に
探すところ、それが相談支援事業所です。

わたし
私たちは、サポートします！

障がいのある人の生活や支援に関して不安なこと・困っている
ことがあれば、ご本人・ご家族からの相談にのります。また、不安
や悩みがあるけど相談内容がはっきりわからない場合でも、一緒
に考え、解決を目指します。

必要に応じて関係機関との連携を行い、障がいのある人の
身近な地域において、安心して生活できる地域の支援体制をつ
くります。

相談支援事業所は大きく分けて、指定特定相談支援事業所
と、丹波市の委託を受けて障がい者相談支援事業を行っている
委託相談支援事業所(通称)の2つがあります。(6ページ～14
ページに掲載)

1. 相談支援事業所とは

● 誰が相談できますか？

・障がいや難病のあるお子様から大人の方

・ご家族の方

・関係施設や機関のスタッフの方

・地域にお住まいの方 など

● どのように相談に応じてもらえますか？

・まずは相談支援事業所にご連絡をください。

・電話、FAX、電子メール、来所、訪問、同行などご要望に応じて対応します。(関係機関や

学校などに伺うこともできます)

● どんなことを相談できますか？

・福祉サービスの利用について相談がしたい(計画相談支援を希望する方)

➔ 指定特定相談支援事業所へ相談(6ページ～14 ページ)

・福祉サービスの利用の相談がしたい

・日常生活全般のことを相談したい

・仕事や学校のことを相談したい

・権利擁護(後見制度など)のことを相談したい

・悩みがあるけど、どこに相談したらよいかわからない など

➔ 委託相談支援事業所へ相談(6ページ)

1. 相談支援事業所とは

秘密は守られますか？

すべての相談支援専門員は守秘義務を負っています。秘密は必ず守られます。

また、話したくないことを無理に話す必要はありません。

関係機関などと連絡をとる際は、相談者に確認してから行います。

相談にお金はかかりますか？

原則として相談料は無料です。交通費など実費が必要な場合があります。

どんな人が相談を受けてくれますか？

障がいのある方の相談を受けるための専門研修を修了した相談支援専門員※が対応します。また、相談支援専門員には社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士などの国家資格や、臨床心理士などの民間資格を持っている人も多くいます。

※相談支援専門員とは、障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における実務経験があり、相談支援従事者研修を修了している者です。

1. 相談支援事業所とは

していとくていそだんしえんじぎょうしょ 指定特定相談支援事業所ってどんなところ？

しょうがいふくし りょう ひつよう けいかくそだんしえん おこな
障害福祉サービスの利用に必要な計画相談支援を行うところです。

けいかくそだんしえん 計画相談支援とは？

ヘルパーや通所施設の利用、グループホームへの入居などの「障害福祉サービス」の利用のためには、「サービス等利用計画」という計画書が必要です。

していとくていそだんしえんじぎょうしょ
指定特定相談支援事業所では、「どのサービスをどれくらい利用すればいいのか」など、ご本人が日々の生活をより暮らしやすくするための「サービス等利用計画」を関係機関と一緒に組み立てます。(障がい児の場合は、「障害児支援利用計画」を組み立てます。)作成したサービス等利用計画が利用者にとって適切であるのか適宜見直し(モニタリング)を行います。計画相談支援とは、これらの一連の相談支援のことをいいます。具体的な計画相談支援の流れは次のページの図のとおりです。

2. 障害福祉サービス・障害児通所支援を利用したいと思ったら

サービス利用までの流れ



※サービスの利用には

「障害福祉サービス受給者証」

が必要になります。

利用者・保護者

相談受付

電話でも受け付けます。

申請（障害福祉課・支所）

面接及び契約

訪問し、お話をうかがいます

障害支援区分の認定

（心身の状況などについて

認定調査を行います。）

サービス等利用計画案の作成・提出

サービス内容や支給期間が決定します

「受給者証」が届きます。

関係者会議の実施

サービスについて話し合います

サービス等利用計画の作成

計画書の完成

「サービス提供事業所」と契約をします。

サービスの利用開始

モニタリング

（計画書の見直し）

3. 相談支援事業所一覧

事業所名 <small>じぎょうしよめい</small>	所在地 <small>しよざいち</small>	電話番号 <small>でんわばんごう</small>	FAX 番号 <small>ばんごう</small>	18歳 以上 <small>さいいじょう</small>	18歳 未満 <small>さいみまん</small>	委託 相談 支援 事業所 <small>いたく そうだん しえん じぎょうしよ 事業所</small>
① みつみ生活サポートセンター <small>せいかつ</small>	丹波市山南町岩屋635 <small>たんばしさんなんちょういわや</small>	70-0130	70-0078	○	○	
② 相談支援センター たんば快援隊 <small>そうだんしえんせんたー</small>	丹波市氷上町横田460-1 <small>たんばしひかみちようよこた</small>	80-2945	80-1294	○	○	○
③ 丹波市社会福祉協議会相談支援事業所 <small>たんばししゃかいふくしぎょうざいそうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市春日町黒井1500 ハートフルかすが内 <small>たんばしかすがちようくろい</small>	74-4763	74-0478	○		○
④ 丹波市相談支援事業所「まごころ」 <small>たんばしそうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市氷上町石生2059-5 <small>たんばしひかみちよういそう</small>	88-5756	86-7326		○	
⑤ 特定相談支援事業所「ポップたんば」 <small>とくていそうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市柏原町柏原4283-36 ポプラの家内 <small>たんばしかいばらちようかいばら</small>	73-0501	72-0501	○		
⑥ 相談支援事業所「ふるさと」 <small>そうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市柏原町柏原1303-1 <small>たんばしかいばらちようかいばら</small>	73-2700	73-2701	○	○	
⑦ ほのぼの介護相談支援事業所 <small>かigo そうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市市島町下竹田1406-1 <small>たんばしいちじまちようしもたけだ</small>	86-7530	86-7530	○	○	○
⑧ 相談支援事業所スマイルケア <small>そうだんしえんじぎょうしよ</small>	丹波市氷上町市辺683 <small>たんばしひかみちよういちべ</small>	80-1264	80-1264	○	○	

障がい者

障がい児

① みつみ生活サポートセンター



〒669-3141 丹波市山南町岩屋635

Tel:0795-70-0130

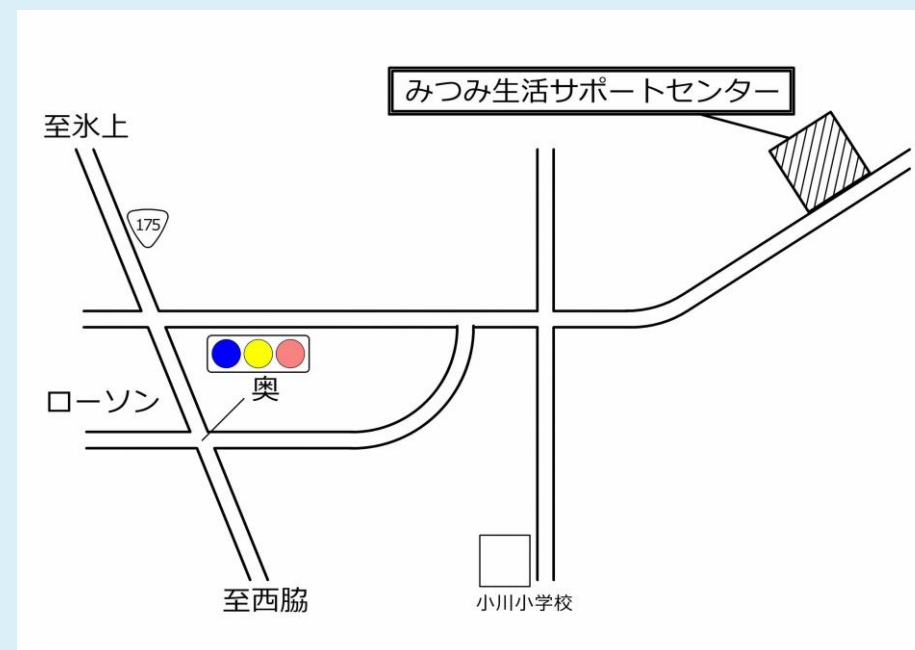
Fax:0795-70-0078

E-mail:msc@mitsumi.or.jp

開所時間:火～土曜日 9:00～17:00

*日、月、祝日、年末年始休み

ご本人、ご家族の想いに寄り添いながら、自分らしい生活を送っていただけるよう一緒に考えていきます。
ご相談に関しては秘密を厳守しますので、安心してご相談下さい。



障がい者

障がい児

委託相談

② 相談支援センターたんば快援隊



相談支援センターたんば快援隊は、障害福祉サービスの利用を希望される方の相談窓口です。男性相談員と女性相談員の3名で、成人と児童の相談をお受けしています。困ったことがあれば、まずはご相談ください。

〒669-3465 丹波市氷上町横田460-1

Tel:0795-80-2945

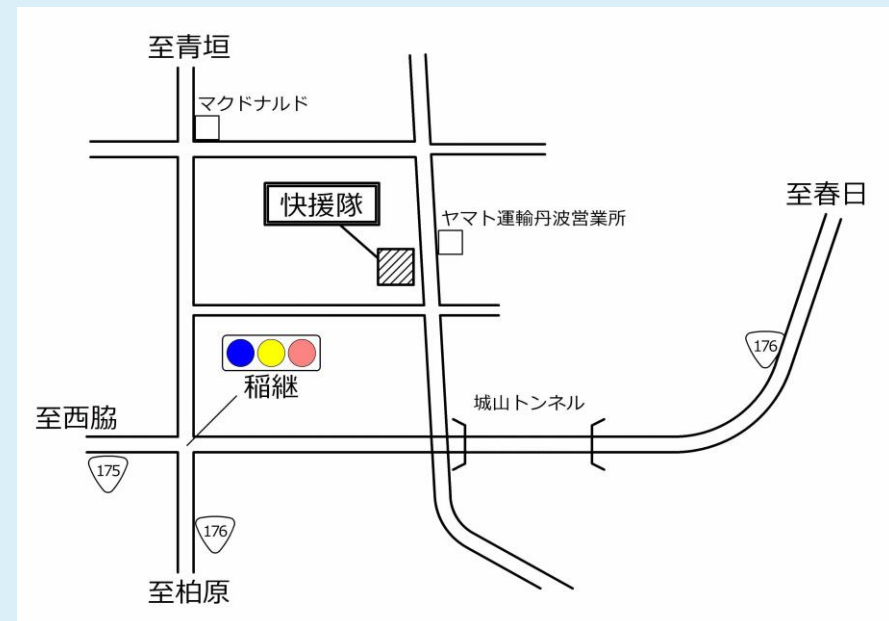
Fax:0795-80-1294

E-mail:so-dan@nexsta.jp

開所時間:月～金曜日 8:30～17:30

*祝日休み

相談支援専門員3名で対応いたします。



③ 丹波市社会福祉協議会 相談支援事業所



生きづらさや障がいのある方が住みよい暮らしができるように福祉のサービス利用など幅広く相談を行います。

障がい者

委託相談

〒669-4141 丹波市春日町黒井1500

Tel:0795-74-4763

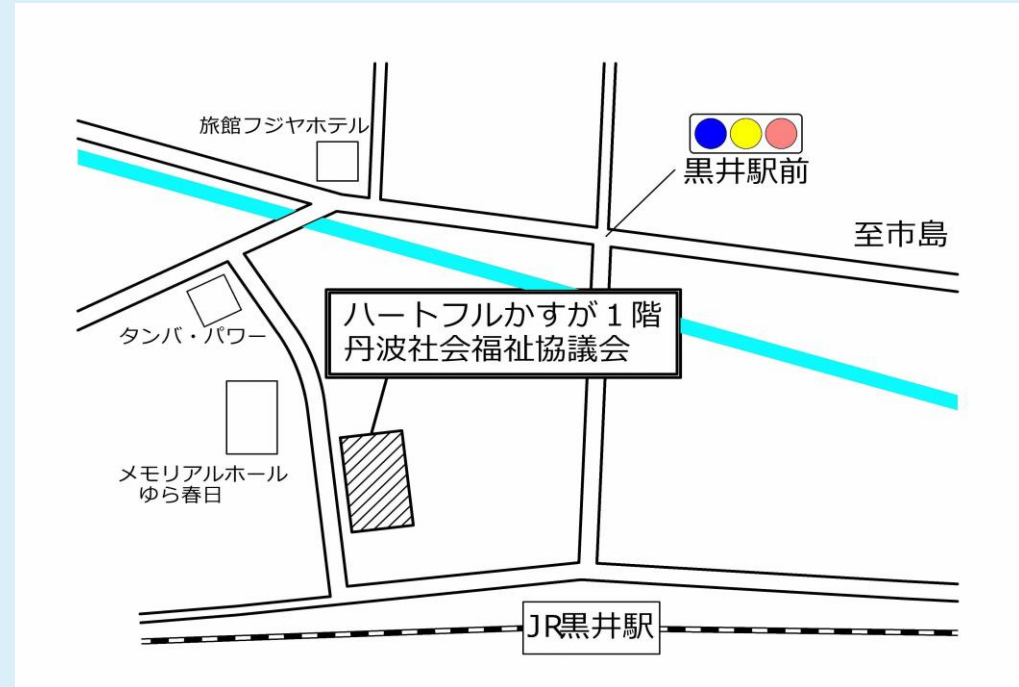
Fax:0795-74-0478

E-mail:soudansien@tambawel.jp

開所時間:月～金曜日 8:30～17:15

*年末年始休み

相談支援専門員2名で対応いたします。



④ 丹波市相談支援事業所 まごころ

〒669-3464 丹波市氷上町石生2059-5

丹波市健康センターミルネ3階

Tel:0795-88-5756

Fax:0795-86-7326

E-mail:kodomo-shien@city.tamba.lg.jp

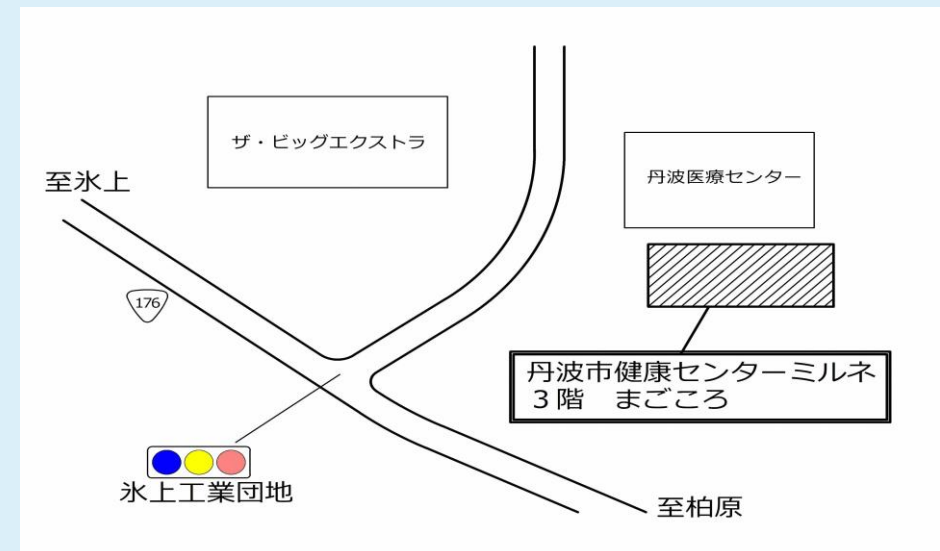
開所時間:月～金曜日 9:00～17:00

* 祝日、年末年始休み

相談支援専門員2名で対応いたします。



児童を対象に相談を行っています。ご本人、ご家族に寄り添いながら相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。



⑤ 特定相談支援事業所 ポップたんば

〒669-3309 丹波市柏原町柏原4283-36

Tel:0795-73-0501

Fax:0795-72-0501

E-mail:poptamba@ondori-wf.jp

開所時間:月～金曜日 8:30～17:15

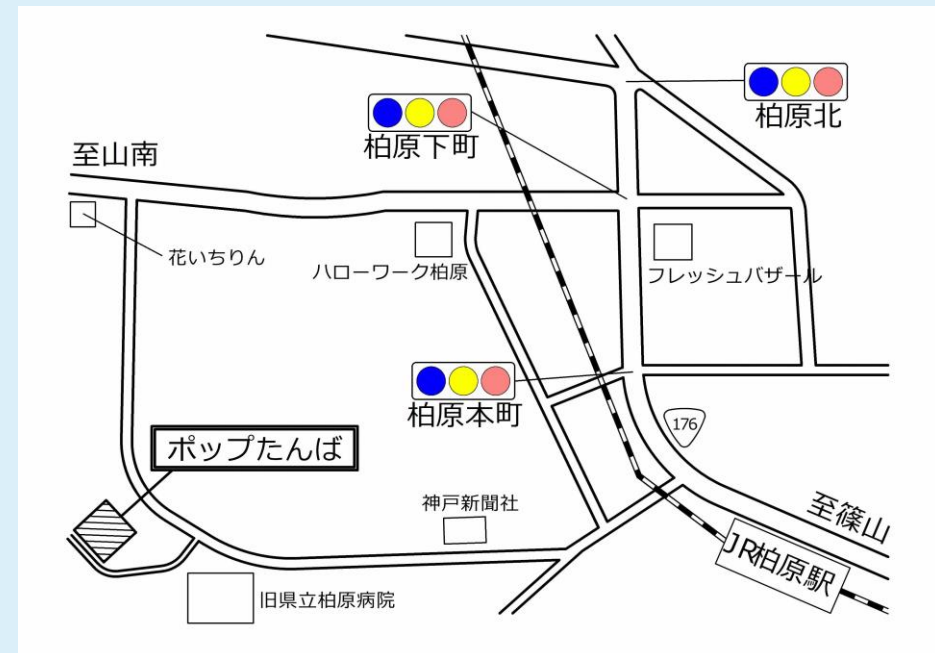
* 祝日、年末年始休み

相談支援専門員2名で対応いたします。



障害があっても住み慣れたこの街で自分らしく暮らし続けたい！

障害のある方、そのご家族の生活全般について相談支援専門員と一緒に考え、サポートいたします。なんでもお気軽にご相談ください。



⑥ 相談支援事業所 ふるさと

障がい者

障がい児



〒669-3309 丹波市柏原町柏原1303-1

Tel:0795-73-2700

Fax:0795-73-2701

E-mail:kyotaku_furusato_0411@yahoo.co.jp

開所時間:月～金曜日

*祝日、12/29～1/5休み



障がい者

障がい児

委託相談

⑦ ほのぼの介護 相談支援事業所



〒669-4301 丹波市市島町下竹田1406-1

Tel:0795-56-7530

Fax:0795-86-7152

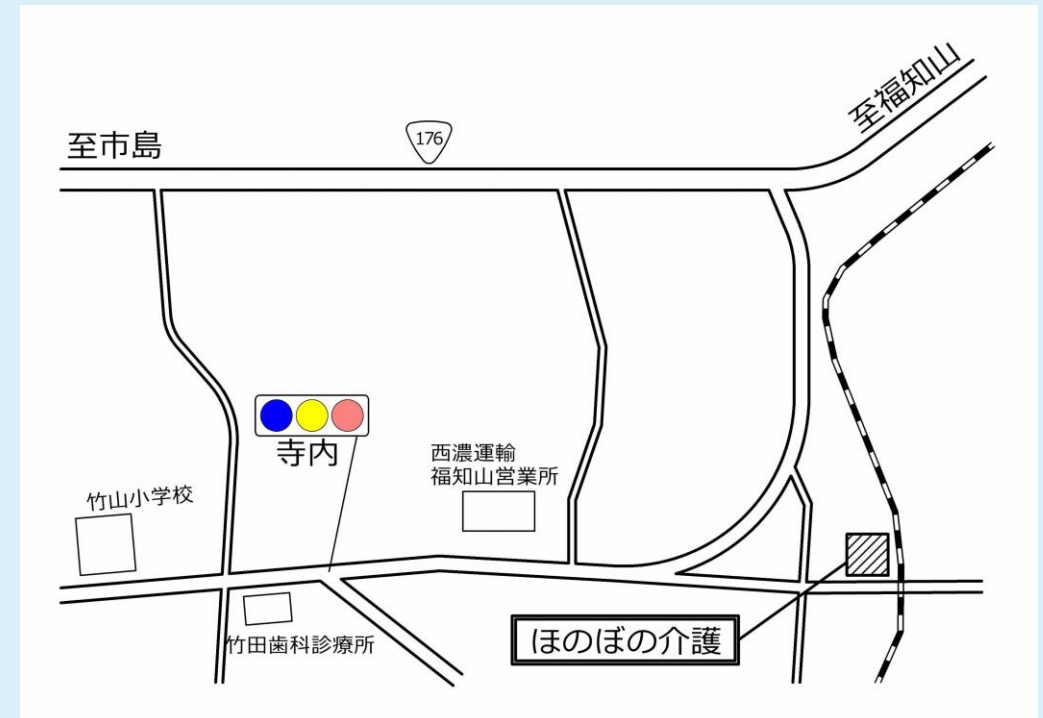
E-mail:honobono@pure.ocn.ne.jp

開所時間:月～金曜日 8:30～17:30

*土、日、年末年始休み

ご自身、ご家族、お知り合い、障がいに関すること。
生活に関すること、障がい福祉サービスに関すること。
どのような事でも、お気軽にお問い合わせください。

当事業所の専門職(相談支援専門員)と一緒に考え、サ
ポートさせていただきます。



⑧ 相談支援事業所スマイルケア

障がい者

障がい児



〒669-3461 丹波市氷上町市辺683

Tel:0795-80-1264

Fax:0795-80-1264

E-mail:kyotaku@e-smilecare.com

開所時間:月～金曜日 8:30～17:30

* 祝日、年末年始休み

